

# 令和2年度 滋賀県主任介護支援専門員研修 開催要領

## 1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供とする者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識および技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的として開催します。

## 2 研修実施機関

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

## 3 研修日程

別紙「令和2年度 滋賀県主任介護支援専門員研修日程表」のとおり

## 4 会場

滋賀県立長寿社会福祉センター（滋賀県立草津市笠山七丁目8-138）

## 5 受講定員

50名

## 6 受講対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知見と経験を有する介護支援専門員で、原則として現在、介護支援専門員の業務に従事している者とする。

その上で、今年度の受講対象は、

- ・下記ⅠかつⅡの(1)、(2)、(4)のいずれかを満たし、介護支援専門員として主任介護支援専門員が在籍しない事業所に従事し、主任介護支援専門員の資格取得を希望し、令和3年4月以降に管理者に就く予定の者
- ・下記ⅠかつⅡの(3)を満たす者を優先します。

### Ⅰ. 修了していることを要する研修

現任研修または更新研修Ⅰ（専門課程Ⅰ・Ⅱ）

「滋賀県介護支援専門員現任研修事業実施要綱」に基づく専門課程Ⅰおよび専門課程Ⅱまたは「滋賀県介護支援専門員更新研修事業実施要綱」に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。

### Ⅱ. 従事した期間等の受講要件 … 次の(1)、(2)、(3)、(4)のいずれか

(1)

専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとします。)

|     |   |
|-----|---|
| (2) | 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、 <u>専任(常勤専従)の介護支援専門員</u> として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとします。)  |
| (3) | 介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者  |
| (4) | <p>その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、下記のとおり県が適当と認める者</p> <p>① 兼任の介護支援専門員(専任ではないものの、他の職と兼務する常勤の介護支援専門員)として従事した期間が原則、通算して5年(60ヶ月)以上であり、滋賀県が主催する介護支援専門員に関する研修の講師を務めた経験がある等、指導者としての経験、実績があり、今後、本県における研修事業等に指導者として協力できる者。</p> <p>② ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または、日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、兼任の介護支援専門員(専任ではないものの、他の職と兼務する常勤の介護支援専門員)としての従事期間が通算して3年以上であり、かつ、滋賀県が主催する介護支援専門員に関する研修の講師を務めた経験がある等、指導者としての経験、実績があり、今後、本県における研修事業等に指導者として協力できる者。</p> <p>③ 地域包括支援センターに配属される等特別な事情があり、かつ上記②と同等の知識と経験を有すると市町が認める者であり、滋賀県が主催する介護支援専門員に関する研修の講師を務めた経験がある等、指導者としての経験、実績があり、今後、本県における研修事業等に指導者として協力できる者。</p> |

※従事した期間として算定する業務の範囲等は、別紙「令和2年度 滋賀県主任介護支援専門員研修の受講対象者について」をご確認ください。

## 7 受講申込み方法

### (1)提出書類

#### ◆受講申込書

施設・事業所の管理者は(別紙 様式1または様式3)により、地域包括支援センターの代表者は(別紙 様式2)により、所属する職員の受講申込を行ってください。

#### ◆介護支援専門員証の写し

#### ◆受講要件によって必要な書類

①専任の介護支援専門員として従事した期間にかかる証明書(別紙 様式4)

②認定ケアマネジャーの認定書の写し(コピー)

③兼任の介護支援専門員として従事した期間にかかる証明書(別紙 様式5)

④特別な事情および必要な知識と経験を有すると市町が認めることにかかる証明書

#### ◆居宅・施設サービス計画書(1)(2)(3)表の写しまたは介護予防サービス・支援計画書の写し

※必ず直近でご自身が担当されている方の計画書を提出してください。

※書類に記載されている個人情報(氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものは)、全て修正ペン等で秘匿のうえ、コピーしたものを提出してください。

### (2)提出先

滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター  
(〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内)

(3)提出期限

令和2年7月15日(水)必着

郵送またはご持参ください。(FAXでは受理できません。)

(4)申込みにあたっての留意点

- ・本研修は12日間(計70時間)の受講期間を要します。申込みにあたっては、確実にすべての日程を受講できる方のみ申込みしてください。(あらかじめ受講できない日程が見込まれる方については、次年度以降に申し込んでください。)
- ・原則、登録地での受講となります。他府県登録の方は受講地変更をしてから、お申込み下さい。

8 受講決定

後日(8月上旬頃)事務局より受講決定ならびに当該研修の詳細をお知らせします。

なお、受講対象要件に該当しないか、もしくは受講定員の関係で申込み者全員に受講決定できない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

9 受講料

33,600円

受講料は、主催者からの受講決定後に指定する口座に期日までに納付してください。

※受講料を納付した後は、受講者都合による返金はいたしませんのでご了承ください。

10 個人情報の保護について

申込書に記載された個人情報は、本研修の実施のみに使用することとし、本人の許可なく、その他の用途に使用することはありません。

滋賀の縁創造実践センター  
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会  
滋賀県福祉研修センター 竹末・安原・山田  
TEL 077-567-3927  
FAX 077-567-3910